



地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会 とりまとめ（案）

2021年12月



1. 「地域脱炭素化促進事業」制度の概要・趣旨
2. 地域脱炭素化促進事業の基本的考え方
3. 地域における再生可能エネルギー導入目標の設定に関する基本的考え方
4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域等に関する基本的考え方
5. 地域脱炭素化促進事業の認定等に関する基本的考え方
6. 今後の検討課題

1. 「地域脱炭素化促進事業」制度の 概要・趣旨

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（1）

1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (2) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。

2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

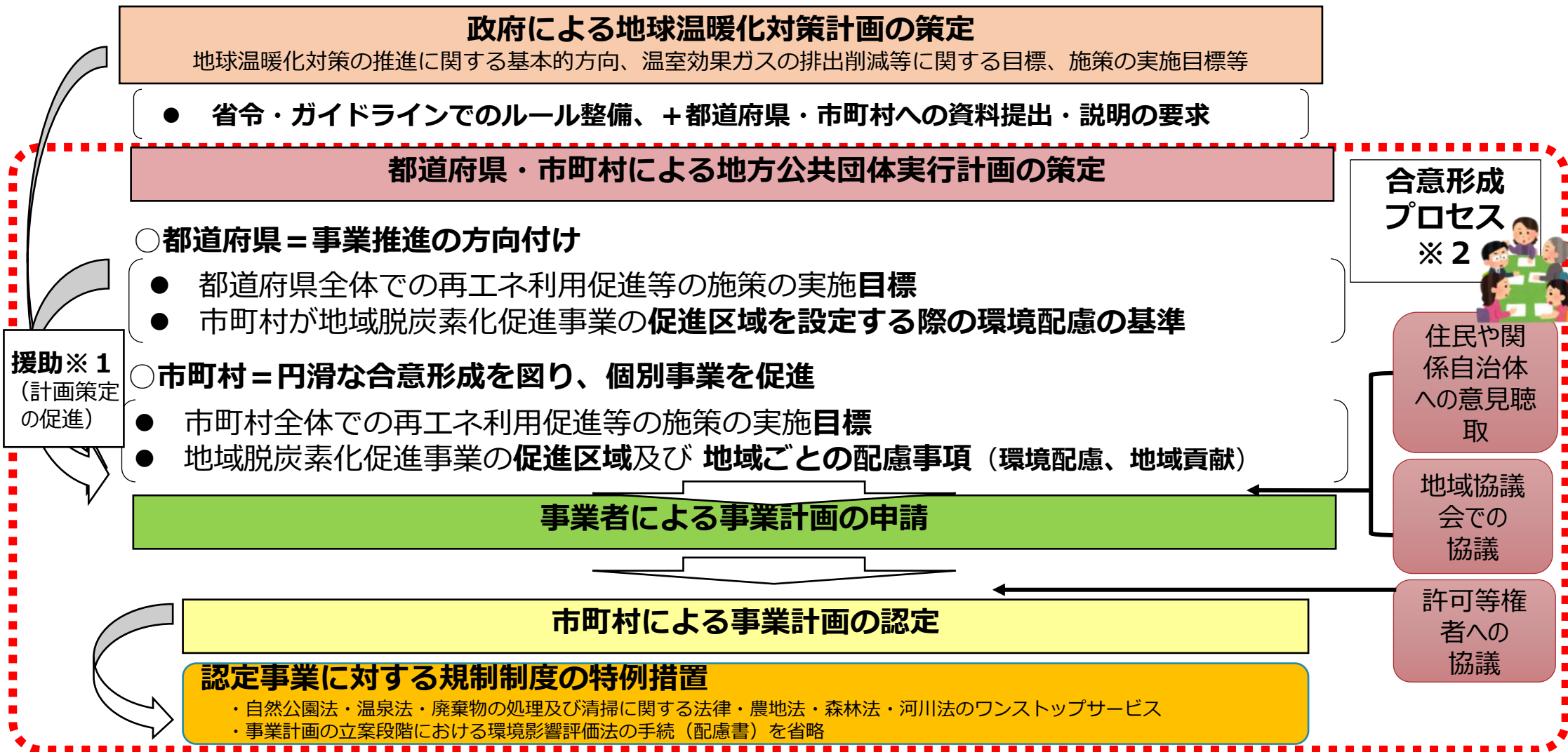
- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続きのワンストップ化**（※3）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続きの省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（2）



※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の
位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市
町
村

市町村が
議論の場（協議会等）を設けて、
ステークホルダー（関係者・関係機関）
とともに、**課題のあぶりだし・解決方法を**
検討

協議会

協議会等において、

- 環境保全上の支障のおそれのないよう「**促進区域**」を議論
- 市町村として事業者を求める
 - ・ **地域の環境の保全のための取組**
 - ・ **地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組** 等

※改正地球温暖化対策推進法第21条5項各号も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

合意形成の促進

市町村は、
事業者から申請を受けて、
関係機関に
許認可等の書類を転送

促進区域における事業者
に求める左記の取組を満
たした事業計画を認定

※改正地球温暖化対策推進法
第22条の2

事
業
者

事業の
構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化
事業予見性が高まる

事業計画の
立案

許認可手続の
ワンストップ化等

事業計画の
実施

地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

■ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

| 実施すべき事項 | 実施主体 | 実施すべき事項のイメージ | | |
|---|------|---|-----------------|--------------------------------------|
| <p>1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。</p> | 国 | その他のエリア | 市町村が考慮すべきエリア・事項 | 除外すべきエリア |
| <p>2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。</p> | 都道府県 | その他のエリア | 市町村が考慮すべきエリア・事項 | 除外すべきエリア |
| <p>3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。</p> | 市町村 | <地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等 | | ・協議会等の協議 |
| <p>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。</p> | 事業者 | <地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 | | |
| <p>5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。</p> | 市町村 |  | | ・協議会等での協議 ・ワンストップ化特例 ・アセス配慮書省略 |

「地域脱炭素化促進事業」制度の趣旨

- 「地域脱炭素化促進事業」制度の趣旨は、再エネ事業について、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげ、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進すること。**その際、再エネは**地域資源**であり、その活用は、**地域を豊かにし得るもの**との認識が重要。
- 地域脱炭素化促進事業に係る「促進区域」・「地域の環境の保全のための取組」・「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」（以下「促進区域等」）の設定は、再エネ導入拡大に向け、円滑な地域合意形成を促す**ポジティブゾーニングの仕組み**であり、国や都道府県が設定する環境保全に係るルールに基づき、地域における合意形成を図りながら市町村が促進区域等を設定することにより、地域のオーナーシップの下、**事業の候補地や調整が必要な課題の見える化**がなされ、**予見可能性を高めるもの。**

2. 地域脱炭素化促進事業の基本的考え方

「地域脱炭素化促進事業」とは

- 改正地球温暖化対策推進法においては、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（「地域脱炭素化促進施設」）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものを、「地域脱炭素化促進事業」として定義(第2条第6項)。
- 「地域脱炭素化促進事業」は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光

風力

中小水力

地熱

バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱

太陽熱

大気中の熱その他の自然界に存する熱

バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。

※再エネ発電設備、再エネ熱共有設備に附帯する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

蓄電池、自営線、
水素製造・貯蔵施設
の整備

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの
地域供給

EV充電施設
の整備

環境教育
プログラムの提供

※上記はイメージの一例

C

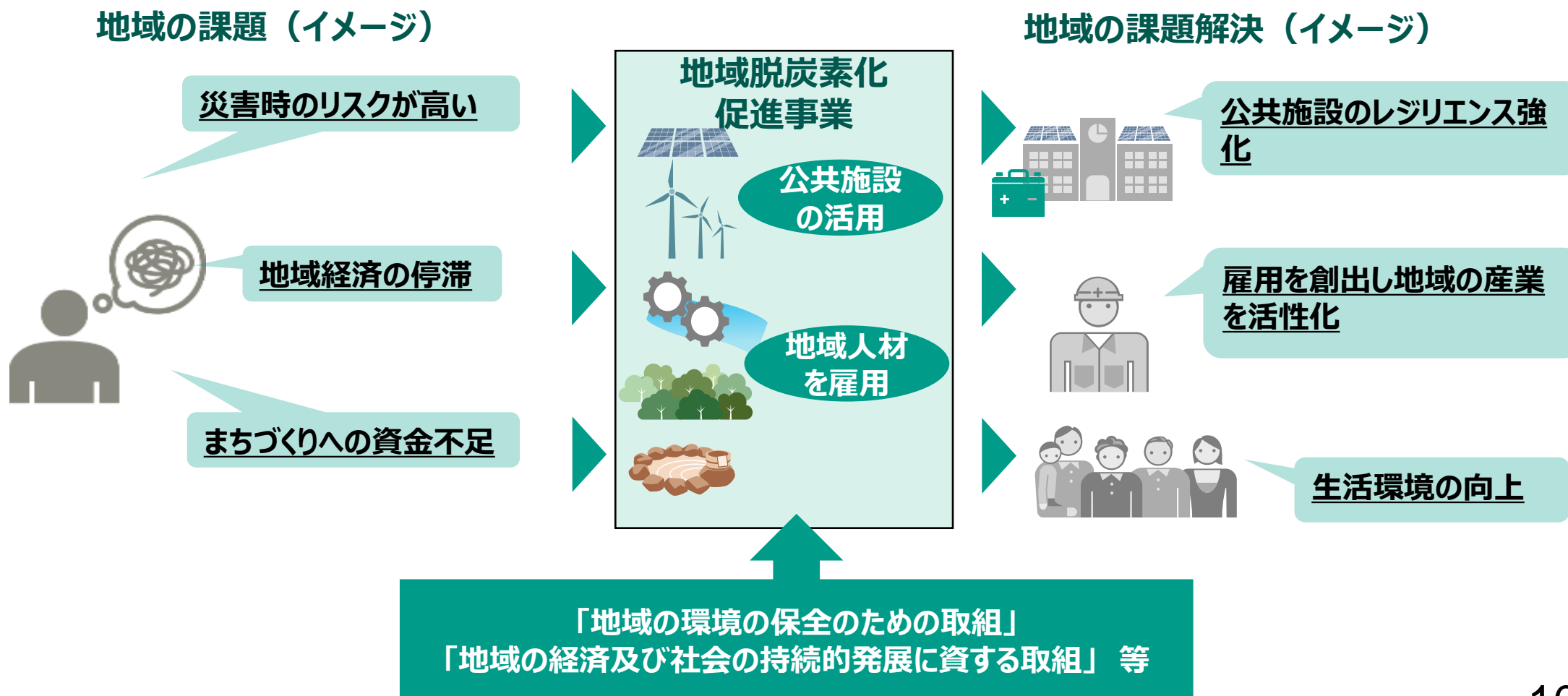
地域の環境の保全
のための取組

D

地域の経済及び社会の
持続的発展に資する取組

「地域脱炭素化促進事業」のイメージ

- 地域脱炭素化促進事業を通じて、地域の課題に応じて地域に貢献する再エネ事業を実施することにより、地域の課題解決につながることを期待される。
- それぞれの地域によって、地域の課題は異なり、また、地方自治体・地域住民が求める地域貢献策が異なることから、協議会で地域の意向を汲んだ上で、それぞれの事業に即した地域貢献を実践することが望ましい。



A : 地域脱炭素化促進事業における「地域脱炭素化促進施設の整備」

- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業において整備される「地域脱炭素化促進施設」について、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に応じたものの利用による地域の脱炭素化のための施設として、省令で定めるものとされている。
- 「地域脱炭素化促進施設」の範囲は、地域脱炭素化促進事業を通じて2050年までの脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、国の法令や計画等における再生可能エネルギー促進の方針・方向性との整合も踏まえながら、幅広く定めることが重要と考えられる。
- 「地域脱炭素化促進施設」として、具体的に以下のような施設の整備の促進を図るべきである。

【「地域脱炭素化促進施設の整備」に関する基本的考え方】

- 再生可能エネルギーを電気として用いるための地域脱炭素化促進施設としては、再エネ特措法等の関連法令も踏まえ、原則として、以下に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備とするべきである。
 - 太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス
- 再生可能エネルギーを熱として用いるための地域脱炭素化促進施設としては、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画等も踏まえ、原則として、以下に掲げる再生可能エネルギー熱を利用するための設備及びその附属設備とするべきである。
 - 地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマス
- 再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に附帯する設備又は施設であって、地域の脱炭素化の促進に資するものを含むべきである。

※なお、上記のいずれについても、再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は対象外。

B：地域脱炭素化促進事業における「地域の脱炭素化のための取組」

- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に「地域の脱炭素化のための取組」も行うものとされている。
- 事業者を求める「地域の脱炭素化のための取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画（区域施策編）において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなる。
- 環境省から市町村に向けて、以下のような取組を「地域の脱炭素化のための取組」として事業者に定めるよう、推奨・例示することが考えられる。

【「地域の脱炭素化のための取組」に関する基本的考え方】

- 「地域の脱炭素化のための取組」については、地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を地域において活用し、脱炭素社会の実現に貢献する取組となることを旨として、例えば、以下のような取組を含めることを検討するよう推奨することが考えられる。
 - ・ 地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組
 - ・ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
 - ・ EV充電設備の整備等のまちづくりへの貢献
 - ・ 地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供
 - ・ 再生可能エネルギー電気を水素として貯蔵し地域で活用するための取組
 - ・ 地域の森林整備などのCO₂吸収源対策
- これらのほか、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月 国・地方脱炭素実現会議）において掲げられた取組を含めることも検討するよう推奨することが考えられる。

C：地域脱炭素化促進事業における「地域の環境の保全のための取組」

- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の環境の保全のための取組」も行うものとされている。
- 「地域の環境の保全のための取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画（区域施策編）において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなる。
- 市町村・事業者双方が取り組みやすくなるよう、環境省として、以下のような取組を「地域の環境の保全のための取組」として定めるよう推奨・例示することが考えられる。

【「地域の環境の保全のための取組」に関する基本的考え方】

- 市町村は、地域の住民を含む地域の関係者の意向を十分に把握した上で、「地域の環境の保全のための取組」として、省令等に基づき促進区域を検討する際に必要と判断された環境の保全のための措置を位置づけることが考えられる。
- 多くの市町村において、環境保全に関する専門的知見が必ずしも十分でない点を踏まえ、例えば、環境配慮に関する既存のガイドライン類に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を参照し、施設の規模・種類等に応じて、「地域の環境の保全のための取組」として定めることを検討するよう推奨することとするべきである。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル等において、「地域の環境の保全のための取組」のひな形等を例示することとするべきである。
- ガイドラインとしては、具体的には、太陽光発電施設については、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月環境省）、地熱発電施設については、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（令和3年9月環境省）、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱い」及びその解説通知（令和3年9月環境省）などが考えられる。これらに加え、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」も想定し得る。
- さらに、事業を通じ、積極的に地域の環境の改善に取り組むことや新たな環境価値の創出といった観点も加味することが考えられる。

【参考】「地域の環境の保全のための取組」の例

- 改正地球温暖化対策推進法の仕組みにおいては、事業者による個別の事業計画の検討に先立ち、市町村が可能な限り早期の段階において環境の保全の見地からの検討を加えて、事業を実施する区域の位置を適切に誘導できるよう促進区域の設定をする。
具体的には、既存の情報を基に、予見可能な範囲での環境保全上の支障のおそれを回避するように促進区域を設定するとともに、事業の実施に当たって新たな情報に基づき判明し得る環境保全上の支障のおそれについては「**地域の環境の保全のための取組**」に必要な措置（**事業・地域脱炭素化促進施設の位置、規模、配置、構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等**）を市町村が位置付け、事業の実施に際して事業者において適切な措置が講じられることを担保することが考えられる。
- このほか、「地域の環境の保全のための取組」において、地域の課題を示し、環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について事業の実施により環境が改善される、又は新たな環境価値の創出を伴う（プラス面の環境影響をもたらす）事業計画とすることなどを位置づけることも考えられる。

【参考】「地域の環境の保全のための取組」の例

- 促進区域内において事業の実施に際して適切な措置が講じられることを担保するための「地域の環境の保全のための取組」については、事業特性や地域特性等に応じて様々な取組が考えられるが、例えば、以下のような取組が考えられる。
 - 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施。
 - 希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避。
 - 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、地域脱炭素化促進施設の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、できる限り見えないように植栽。
 - 騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を実施。
 - 反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在し、反射光の影響が懸念されることから、太陽光パネルの向き調整などの必要な対策を実施。
 - その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること、施設稼働終了後の設備の適正な撤去等を行うこと。

D：地域脱炭素化促進事業における 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」

- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」（地域貢献の取組）も行うものとされている。
- 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画（区域施策編）において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなる。
- 市町村・事業者双方が検討・実施しやすくなるよう、環境省として、以下のような取組を「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として定めるよう推奨・例示することが考えられる。

【「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」に関する基本的考え方】

- 市町村が、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」について議論するに当たっては、脱炭素社会の実現に加え、SDG s の達成や地域循環共生圏の形成といった地域全体の将来像を念頭に置くよう促すこととするべきである。
- 再生可能エネルギーが、地域に裨益し地域と共生するものとなるよう、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として、地域脱炭素ロードマップに掲げられた取組も参照しつつ、地域の住民・事業者のニーズや実施可能性を十分に把握することを大前提として、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献するものを定めることにより、地域における再生可能エネルギーの社会的受容性向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生にも貢献するものとなるよう促すこととするべきである。
- 具体的には、例えば、以下のような取組などが考えられる。
 - ・ 域内に安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進するとともに、災害時の非常用電源として活用することが可能な取組
 - ・ 地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有を行う取組
 - ・ 地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画、地域からの出資受け入れ
 - ・ 市町村における地域活動等の支援、収益を活用した地域の社会課題を解決するサービスの提供

3. 地域における再生可能エネルギー 導入目標の設定に関する基本的考え方

再エネ目標設定に当たっての基本的考え方①

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）における「施策の実施に関する目標」（第21条第3項）のうち、再生可能エネルギーの利用促進に係る目標についての考え方は以下の通り。
- 再エネ目標の設定については、地球温暖化対策計画に即して、自然的・社会的条件がそれぞれ大きく異なる地域の実情を踏まえつつ、我が国の2050年カーボンニュートラルの実現や、2030年度46%削減目標の達成のため、**各自治体の再エネポテンシャルを最大限活用する観点から、再エネ導入容量（kW等）を、再エネ種別に設定することが考えられる。また、この目標を踏まえた促進区域の設定を検討するべきである。**
- また、地球温暖化対策計画に即して、**域内のエネルギー需要・エネルギー消費量に対して再エネで調達するエネルギー量（kWh等）やその割合**を目標として設定することも考えられる。
- 再エネポテンシャルが大きい地域に関しては、**域内の需要にとどまることなくポテンシャルが最大限活用**されることが、我が国全体のカーボンニュートラル実現につながる。その際、**再エネ導入による地域経済・社会への貢献という視点**が、高い目標設定を検討する際に重要である。
- 一方、特に人口の多い自治体で再エネポテンシャルが限定的である場合、（ポテンシャルの最大限の活用は行いつつも、）**再エネポテンシャルが豊富な地域との広域連携による目標設定**もあり得る。なお、広域連携で目標を設定する際は、関係自治体が、再エネ立地地域の合意形成や地域との共生にも十分配慮する必要がある。
- 目標設定に関してマンパワー・専門知識が不足している小規模な地方公共団体においては、**他の地方公共団体（都道府県や近隣市町村）との共同策定**が考えられる。

再エネ目標設定に当たっての基本的考え方②

- 中期（2030年）、長期（2050年）といった時系列別に目標設定する場合、中期的には適地や系統確保などを踏まえた事業の蓋然性が高いものをベースに設定することが考えられる一方、**長期目標であるほど、足下の系統整備状況等の諸条件のみにこだわらず、ポテンシャルの最大限活用を重視して目標設定することが望ましい。**
- 特に、都道府県の中期的な目標設定に当たっては、電源や系統に関する公開・開示情報も活用しつつ、系統の状況も踏まえた最適な導入エリアや導入モデルを併せて検討することが望ましい。これにより、管下の市町村の中期的な目標設定や促進区域設定、また、地域脱炭素化促進事業の案件形成の効率的かつ効果的な実施にもつながると考えられる。
- 市町村が促進区域を設定し、その区域内にある再エネポテンシャルを踏まえて発電容量ベースの目標設定を行うことができるよう、REPOS等のツールを充実・強化し、ポテンシャルや導入状況の見える化等、情報基盤整備を進めるべきである。**また、**地域経済循環分析ツール**を充実・強化し、再エネ導入による**地域へのメリットを可視化**していくべきである。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の協議を行う場として、環境審議会や地方公共団体実行計画協議会が活用されている。区域の再エネ目標の設定に関する議論は、このような場で行われることが想定されるが、促進区域等の地域脱炭素化促進事業に関する合意形成を行う場としての協議会との関係（役割分担や両者の連携について）を整理する必要がある。

4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域等に関する基本的考え方

促進区域等の設定の基本的考え方①

<促進区域等の設定に当たって重要となる視点>

- 促進区域等の設定については、**地域の将来像を描き、まちづくりの一環として考えることが重要**。地域の様々な再エネポテンシャルを把握して中長期の再エネ目標を立て、既存の制約を所与とするのではなく、土地利用、インフラのあり方も含め、長期的に望ましい姿を考えることが必要。また、**エネルギーの供給側だけでなく需要側とセットで検討することが重要**。さらに、自らの中期・長期の削減目標の設定・改定や、国・都道府県の計画との関係性等を踏まえ、**適時適切に見直すことが重要**。
- 促進区域は、地域の将来像の検討とあわせ、再エネ種ごとに、再エネポテンシャルを踏まえて、その「候補地」となり得るエリアを幅広く検討し、設定する。その上で、個別の促進区域については様々な検討方法があり得る。
- 促進区域内に事業を誘導するためには、**促進区域内で行われる事業へのメリットにつなげる必要がある**。
- 広域的な検討を促しリソースを補う観点からも、都道府県が支援しつつできるだけ広域で検討を進めたり、隣接市町村が連携して検討するといった工夫も考えられる。また、特に広域で回収するバイオマスでは、一部事務組合を軸とした検討を実施することも考えられる。
- 市町村においては、後述する公有地・公共施設活用型の促進区域を設定し、自らが保有する公共施設の屋根などをはじめとして、積極的に再エネの導入を図ることが期待される。

促進区域等の設定の基本的考え方②

<促進区域の性質・類型等>

- 地域の将来像、長期的な区域全体の温室効果ガス排出削減目標及び再エネ導入目標とセットで考える観点から、**個別事業の立案に先立ち、地域の再エネ導入の方針を決める上位計画の段階で、地域全体を見渡した検討を行うことが重要。**
- その上で、**可能な限り広域でのゾーニングを行うことが最も理想的な考え方となる。**他方、短・中期的な**再エネ導入促進の観点からは、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい、「公有地・公共施設」や「地区・街区単位」での検討から段階的に取り組むことも考えられる。**これらの場合、**促進区域が設定された後、申請される個別事業ごとに認定の検討が別途行われる。**
 - ✓ これらの促進区域は、市町村が、**既存の情報を基に、国や都道府県が設定する環境保全に係るルールに基づき、事業に求める「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」による対応を含め、地域における合意形成を図りながら設定する。**
 - ✓ このため、**促進区域が設定された場合においては、事業計画を立案しようとする事業者にとって地域の受入れの観点から一定の予見可能性が生じ、事業者の参入が促進されることが期待される。**その上で、**個別事業の計画適合性等については、別途、事業計画認定に当たり市町村が確認することとなる。**（促進区域内で事業計画を立案する場合において、「地域の環境の保全のための取組」として、個別事業計画の立案に当たっては環境配慮の観点から必要な調査や環境保全措置等を行うことが必要な場合がある。）
 - ✓ 環境配慮に当たっては、環境保全の観点から懸念される事項の性質・程度等に応じて、促進区域から除外する方法のほか、市町村の定める「地域の環境の保全のための取組」等において事業計画の環境への適正な配慮を確保するための措置も組み合わせる※ことにより、適切かつ幅広く促進区域を検討する。

※ 促進区域設定時には、市町村が実務的に把握可能な範囲で、その時点で明らかになっている既存情報に基づき、予見可能な範囲で支障のおそれを回避するものであり、個別事業の計画立案時に、現地調査を含むより詳細な調査等により新たな情報が得られ、支障のおそれが判明すると不確実性は残るものである。この場合においては、事業の実施に当たって新たな情報に基づき判明し得る環境保全上の支障のおそれについては「地域の環境の保全のための取組」に必要な措置（事業・地域脱炭素化促進施設の位置、規模、配置、構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）を市町村が位置付け、事業の実施に際して事業者において適切な措置が講じられることを担保することが、事業の予見性を確保するとともに、環境配慮を適正に確保する観点から必要となる。

促進区域等の設定の基本的考え方③

(前頁からの続き)

- 一方、段階的な取組という観点からは、**個別事業が前提となる「事業者提案型」**もあり得る。この場合は、地域の将来像も踏まえつつ、**促進区域と事業認定が同時に検討され、事業計画認定に係る合意形成の中で促進区域等のあり方も検討**されることとなる。
- 「広域的ゾーニング型」、「地区・街区指定型」、「公有地・公共施設活用型」、「事業者提案型」いずれの類型を促進区域として設定する場合でも、改正地球温暖化対策推進法のルールが同様に適用され、協議会等において十分に地域の合意形成が図られることが、環境配慮の観点からも重要となる。
- 促進区域の類型に関わらず、複数の施設が集中することによる累積的影響については十分な検討が必要である。
- 現在環境アセスメント手続中の事業など、進行中の案件が将来的に促進区域の設定につながってくることも考えられるが、促進区域の設定により、これらの案件の進行が滞ることのないよう配慮する必要がある。一方で、既存施設を所与とせず、環境保全上重要な箇所や目指すべき地域の姿を踏まえて促進区域を設定する必要がある。

促進区域等の設定の基本的考え方④

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の温室効果ガス排出削減目標や再エネ目標には中期的・長期的な視点がそれぞれ存在すると考えられるが、地域脱炭素化促進事業の促進区域等の検討に当たっても、それらの目標の達成に貢献するものであるとの視点を持つこと、また目標設定と促進区域設定の関係についても考慮し、なるべく広い促進区域設定を行うことが重要と考えられる。加えて、気候変動の状況等も踏まえ、中期・長期の削減目標も見直していくことが重要である。

＜地方公共団体実行計画（区域施策編）における温室効果ガス削減目標・再エネ目標と促進区域の関係＞

| | | 中期的な視点 | 長期的な視点 |
|----------------|---------------------------------|--|---|
| 実行計画全体の目標 | 区域施策編全体の削減目標 | （国：2030年度46%。50%の高みを目指す） <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の対策・施策の積み上げによる目標 ・ 長期の削減目標を踏まえた検討が必要 | （国：2050年カーボンニュートラル） <ul style="list-style-type: none"> ・ 目指すべき将来像としての目標 ・ 区域施策編における将来のビジョン・絵姿と合わせた検討が必要 |
| | 施策の実施に関する目標のうち再エネ目標（導入容量目標）（kW） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のポテンシャルを踏まえつつ、区域施策編における全体の中期目標の達成のために必要な、個別の対策・施策の積み上げによる再エネの導入量 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の再エネポテンシャルを最大限活用することを念頭に置いて設定される目標（対策・施策の積み上げによる目標ではない） ・ 区域施策編における将来ビジョン・絵姿を踏まえつつ、再エネ導入による経済効果、他地域への貢献等を合わせて検討することが重要 |
| 地域脱炭素化促進事業の目標等 | 促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期的な再エネ目標を達成するための施策（事業）を実施する区域 ・ 右記の広域ゾーニングを踏まえ、社会的制約等が少ない等のエリアが短期的には事業の実施可能性が高いと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域施策編長期的な削減目標・将来ビジョン、再エネ目標を踏まえつつ、広域ゾーニングを行うことによって導出される区域 |
| | 地域脱炭素化促進事業の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域と一体的に検討がなされる、中期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（事業件数、導入容量、地域経済効果等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域と一体的に検討がなされる、長期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（導入容量、地域経済効果等） |

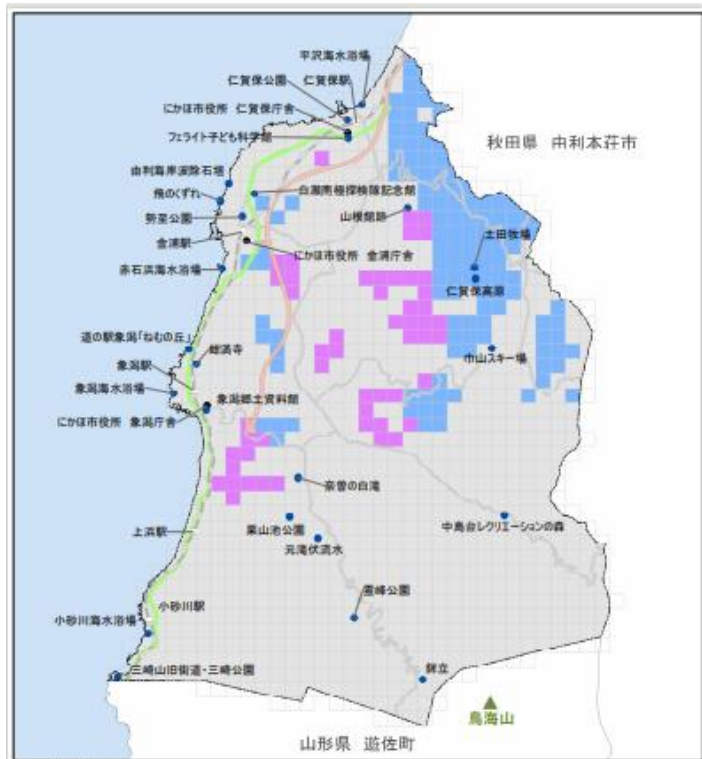
なお、施策の実施に関する目標のうちの再エネ目標と、地域脱炭素化促進事業の目標は内容が重なる場合もあると考えられる。

【参考例】想定される促進区域のイメージ（1） —広域的ゾーニング型—

■ 広域的ゾーニング型の参考となり得る事例として、以下の事例が挙げられる。

参考となり得る事例① にかほ市（風力）

環境省ゾーニング事業において、風力発電を対象に調整エリア（設置するには何らかの調整が必要なエリア）・導入可能性エリア（設置の可能性があるエリア）等を設定



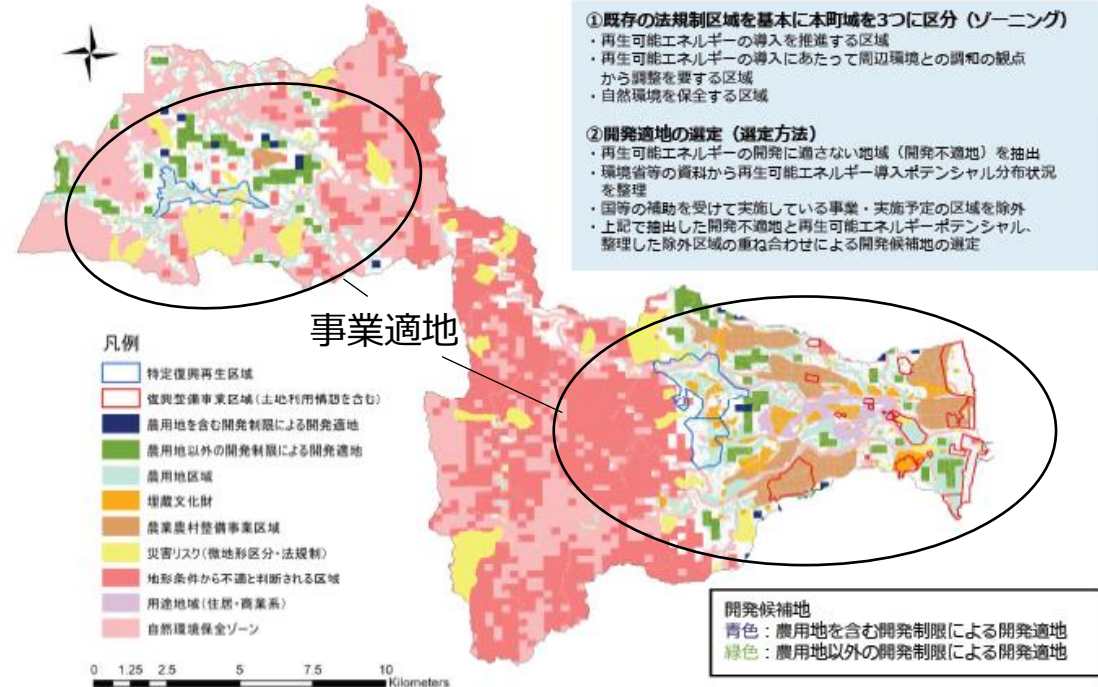
- 保全エリア
- 導入可能性エリア
- 調整エリア
- にかほ市行政区域
- 鉄道
- 高速自動車国道
- 国道
- 都道府県道



参考となり得る事例② 浪江町（太陽光）

再エネ導入を推進する区域・再エネ導入に当たって周辺環境との調和の観点から事業適地を見える化

本町における再生可能エネルギーの開発を促していくために、開発適地の選定を行いました。



- ① 既存の法規制区域を基本に本町域を3つに区分（ゾーニング）
 - ・再生可能エネルギーの導入を推進する区域
 - ・再生可能エネルギーの導入にあたって周辺環境との調和の観点から調整を要する区域
 - ・自然環境を保全する区域
- ② 開発適地の選定（選定方法）
 - ・再生可能エネルギーの開発に適さない地域（開発不適地）を抽出
 - ・環境省等の資料から再生可能エネルギー導入ポテンシャル分布状況を整理
 - ・国等の補助を受けて実施している事業・実施予定の区域を除外
 - ・上記で抽出した開発不適地と再生可能エネルギーポテンシャル、整理した除外区域の重ね合わせによる開発候補地の選定

- 凡例
- 特定復興再生区域
 - 復興整備事業区域（土地利用構想を含む）
 - 農用地を含む開発制限による開発適地
 - 農用地以外の開発制限による開発適地
 - 農用地区域
 - 埋蔵文化財
 - 農業農村整備事業区域
 - 災害リスク（微地形区分・法規制）
 - 地形条件から不適と判断される区域
 - 用途地域（住居・商業系）
 - 自然環境保全ゾーン

- 開発候補地
- 青色：農用地を含む開発制限による開発適地
 - 緑色：農用地以外の開発制限による開発適地

出所) 浪江町「浪江町 再生可能エネルギー推進計画 概要版」(平成30年3月)
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12976.pdf>
 にかほ市「陸上風力発電に係るゾーニングマップ」
<https://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=2974>

【参考例】想定される促進区域のイメージ（2）

—地区・街区指定型—

- スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再生可能エネルギー利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定する**地区・街区指定型**が考えられる。

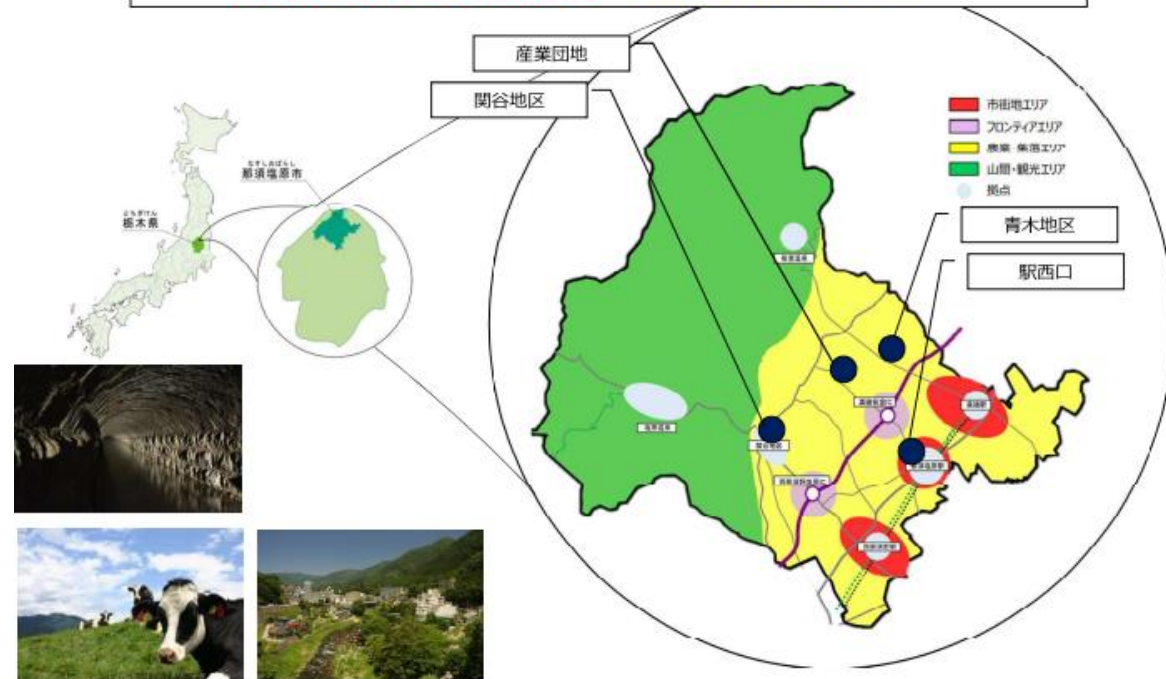
参考となり得る事例① 宇都宮市（太陽光等）



図8 宇都宮駅東口地区低炭素都市像イメージ図

参考となり得る事例② 那須塩原市（小水力・バイオマス・太陽光等）

2050年までに「CO₂排出量実質ゼロ」を宣言した本市において、
脱炭素社会実現に向けた取組に資することを目的として、
地域特性の異なる4つの地域を選定し、ゼロカーボン街区の導入を検討した。



出所) 宇都宮市「宇都宮駅東口地区の低炭素まちづくり計画（令和2年7月）」

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machizukuri/higashiguchi/1025038.html>

那須環境技術センター「地域再生可能エネルギー活用による『那須塩原市地域循環共生圏』構築支援事業報告書【概要版】（2021年2月）」

<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/10/documents/houkokusyo.pdf>

【参考例】想定される促進区域のイメージ（3）

— 公有地・公共施設活用品型 —

- 公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定する**公有地・公共施設活用品型**が考えられる。

参考となり得る事例① 所沢市（太陽光）

調整池に水上太陽光を設置



出所) 所沢市「まちごとエコタウン所沢」https://covenantofmayors-japan.jp/sites/default/files/2020-12/4_%E3%80%90%E6%89%80%E6%B2%A2%E5%B8%82%E3%80%91%E3%83%9E%E3%83%81%E3%81%94%E3%81%A8%E3%82%A8%E3%82%B3%E3%82%BF%E3%82%A6%E3%83%B3%E6%89%80%E6%B2%A2.pdf

参考となり得る事例② 所沢市（太陽光）

最終処分場にメガソーラーを設置



参考となり得る事例③ 横浜市（太陽光）

小中学校65校を対象に、再生可能エネルギーを地産地消し、平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用

出所) 東京ガス「横浜市の小中学校65校への再生可能エネルギー等導入事業の実施事業者に決定」<https://www.tokyo-gas.co.jp/news/press/20210317-01.html>

【参考例】想定される促進区域のイメージ（４）

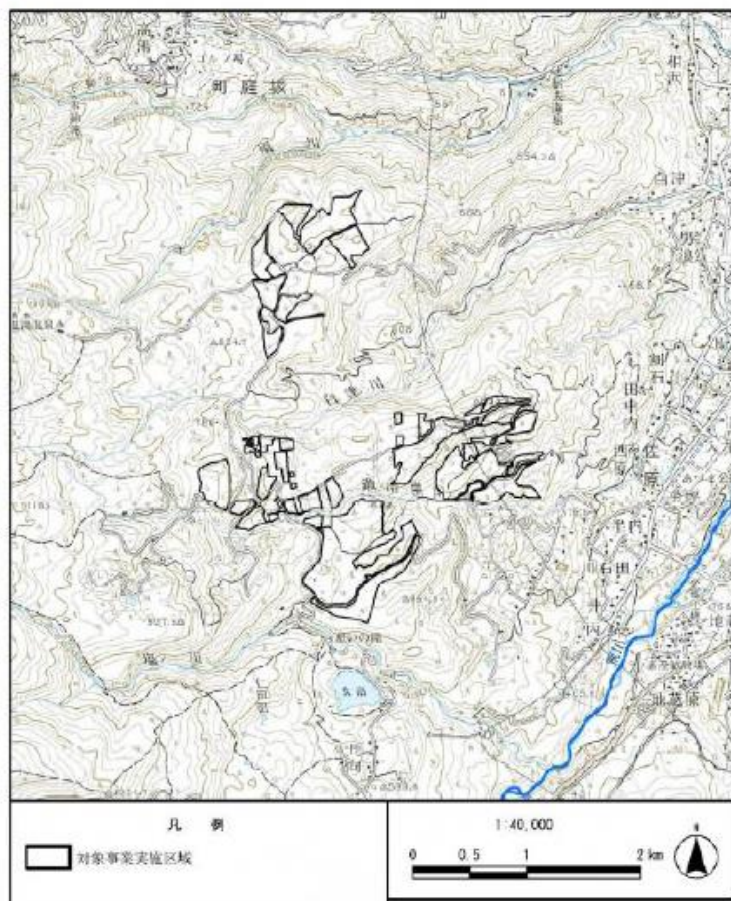
—事業者提案型—

- 農山漁村再生可能エネルギー法のように、民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定する**事業者提案型**が考えられる。

参考となり得る事例① 福島市（太陽光）

【参考】再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区：A



出所) 福島市「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（令和3年3月改定）」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-/machizukuri/shizenkankyo/saiseenergy/energyjigyo/201912.html>

参考となり得る事例② 横浜町（風力）

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区 | 区域の所在 | 面積(m ²) | 備考 |
|----|---------------------|---------------------|-------------|
| A | 横浜町字雲雀平 6-1 外 14 筆 | 10,855 | 横浜町雲雀平風力発電所 |
| | 詳細は別紙1のとおり | 10,855 | |
| B | 横浜町字雲雀平 6-42 外 12 筆 | 66,476 | 横浜町風力発電所 |
| | 詳細は別紙2のとおり | 66,476 | |
| | | 77,331 | |

3. 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

| 地区 | 発電設備の種類 | 発電設備の規模 | 備考 |
|----|---------|-----------|------------------------------|
| A | 風力発電 | 32,200 kW | 横浜町雲雀平風力発電所 14基(2,300kW級) |
| B | 風力発電 | 38,000 kW | 横浜町風力発電所 13基(3,000kW級) |

出所) 横浜町「横浜町再生可能エネルギー基本計画（平成29年6月）」

<http://www.town.yokohama.lg.jp/index.cfm/7,3007,20,html>

4. ①促進区域設定に当たっての環境配慮 の基本的考え方

地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

■ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

| 実施すべき事項 | 実施主体 | 実施すべき事項のイメージ |
|---|------|--|
| <p>1. 国の環境保全に係る基準の設定 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。</p> | 国 | |
| <p>2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。</p> | 都道府県 | |
| <p>3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。</p> | 市町村 | <p>①環境配慮の考え方</p> <p>②促進区域等の検討手順</p> <p> </p> |
| <p>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。</p> | 事業者 | <p>③認定手続</p> <p> </p> |
| <p>5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。</p> | 市町村 | |

地域脱炭素化促進事業制度における環境配慮の体系

【国（環境省）の基準】

（環境省令：改正地球温暖化対策推進法第21条第6項）

- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も共通して遵守すべき基準
⇒促進区域から除外すべきエリア、促進区域設定時に配慮すべき事項等を規定

【都道府県の基準の定め方】

（環境省令：改正地球温暖化対策推進法第21条第7項）

- 都道府県が定める地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮すべき基準の定め方
⇒地域特性を踏まえた配慮すべき事項の選定方法、文献情報の収集手法、保全すべきエリアの抽出方法等を示す

従い、市町村が設定

即して、都道府県が定める

踏まえて、都道府県が定める

【都道府県の基準】（任意） ※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。

踏まえて、都道府県が定める

【協議会】（改正法第22条）

- 地方公共団体実行計画の策定・実施に必要な協議の場合
⇒関係行政機関、地方公共団体、先行利用者、地域住民、有識者、事業者等で構成

【地方公共団体実行計画マニュアル等】（技術的助言）

- 国の基準（環境省令）で示された、促進区域から除くべき、又は、促進区域設定時に配慮が必要な保全・保護区域等の解説
- 都道府県の基準の定め方（環境省令）で示された地域特性を踏まえた配慮すべき事項やその基準の定め方の解説
- **地域の環境保全のための取組の考え方**（改正法第21条第5項第5号イ）
- 環境省令や都道府県環境配慮基準以外で検討に含めることが考えられる事項
※環境保全の観点以外の、社会的配慮の考え方も示すことを想定

議論を踏まえて、市町村が設定

基づき、市町村が設定

踏まえて、市町村が設定

踏まえて、市町村が検討・実施

【促進区域】 ※事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう区域を選定

【市町村が定める「地域の環境保全のための取組」】 ※事業において講じるべき環境保全措置等（配置、規模の条件等）

【市町村が定める「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」】

地域脱炭素化促進事業制度における環境配慮の基本的考え方

- 改正地球温暖化対策推進法においては、環境保全に係るルールとして、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして国が定める基準（環境省令）、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県が定める基準（都道府県環境配慮基準）、市町村が地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境保全の取組」がある。適切かつ広範な促進区域の抽出に向け、これらを組み合わせて環境配慮を確保する。
- このルールについては、**全国一律に適用すべきものについては環境省令で、地域の実情に応じて適用すべきものについては都道府県環境配慮基準として、それぞれ示すこととなる**（都道府県基準の策定手順は、環境省令で策定）。
- さらに、市町村における計画策定が円滑に進むよう、**地方公共団体実行計画マニュアルにおいて、環境省令及び都道府県基準に照らした判断に必要な情報収集、検討の具体的な手順、環境省令及び都道府県環境配慮基準以外で検討に含めることが考えられる事項**について、**技術的助言としてわかりやすく示すことが重要**。（例：収集すべき既存情報や検討フロー）
- また、環境配慮の考え方については、盛土をはじめとする防災に関する検討、OECM(保護地域以外における地域をベースとした効果的な保全手段) といった新たな環境保全に係る概念の検討が進められていることも踏まえ、適時適切な情報のアップデートや見直しを行うことも重要である。

促進区域設定に係る国が定める基準案（環境省令案）の基本的考え方

- 促進区域設定に係る環境省令において、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から国が定める基準については、以下のような考え方で示すべきである。

A：市町村が促進区域から**一律に除外すべきエリア**を示す。

(環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されているエリアであって、再エネの立地を原則認めないこととしているエリア)

B：一律に除外すべきとまで言えないエリアや、性質上環境保全の観点から配慮が必要な事項については、市町村が促進区域の設定に当たり**考慮が必要なエリア・事項**として示した上で、促進区域に入れるかどうかの検討を求める。

(一律に除外すべきとまでは言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から考慮が必要なエリアや、性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から考慮が必要な事項)

その上で、促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、事業の実施に当たり、一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合においては、**地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境保全のための取組」に適切な措置**（※）を位置付けることで**促進区域に設定可能**とする。

※ 例えば、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業・地域脱炭素化促進施設の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応を含む。）

- また、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの特性や設置形態（建造物に設置・付属されるか、土地に設置されるか等）を踏まえた検討がされるべきである。
- 市町村が促進区域の設定に当たり**考慮が必要なエリア・事項**については、市町村が実務的に対応可能であることが重要であり、市町村が**EADASや行政機関（地方環境事務所や都道府県等）から既存情報を収集**し、支障のおそれの有無・程度を踏まえ、促進区域に含めるかどうかを検討（協議会がある場合には協議会も活用）することとするべきである。

促進区域設定に係る国が定める基準案（環境省令案）のイメージ

■ A:

○ 促進区域に以下の区域を含めないこと。

- ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（自然環境保全法）
- ・国立/国定公園の特別保護地区・第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）（自然公園法）
- ・国指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法）
- ・生息地等保護区の管理地区（種の保存法）

■ B:

○ 次に掲げる区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること（促進区域の設定に当たり「地域の環境保全のための取組」として支障を回避するための適切な措置を位置付ける場合も含む。）。

- ・国立/国定公園の上記以外の区域（自然公園法）

○ 次に掲げる環境上の保全の支障を及ぼすおそれがないと認められること（促進区域の設定に当たり「地域の環境保全のための取組」として支障を回避するための適切な措置を位置付ける場合も含む。）。

- ・国内希少野生動植物種（種の保存法）の生息・生育への支障
- ・騒音等による生活環境への支障

■ 上記のほか、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないよう、土砂災害の防止の観点から規制対象となっているエリアについても位置付けることも考えるべきである（今後の検討候補として、例えば、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等や保安林が想定され得る。）。

※ なお、再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は対象外。

<※上記の省令案のイメージは、現在調整中のものであり、今後、変更があり得る。

本検討会の基本的考え方を踏まえながら、政府内において、更なる検討・調整を予定>

促進区域設定に係る都道府県が定める環境配慮基準の基本的考え方

- 都道府県の環境配慮基準は、都道府県の定める再エネ目標の達成に向けて、環境保全に適正に配慮した上で積極的に再エネを導入するために、地域の実情に応じて一歩踏み込んだ検討のうえ、促進区域設定に当たって**配慮すべき区域や配慮事項ごとの適切な配慮の考え方について、個別事業計画立案段階に先立ち上位計画の段階で明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）**であり、設定することが望ましいものである。
また、都道府県の環境配慮基準を効果的に定めた上で、市町村の定める環境保全の取組において個別事業に係る環境配慮を適切に確保することにより、**累積的影響など個別事業段階で対応することが難しい課題にも、上位計画の段階において一定の配慮が可能となる**ことが期待される。
- 都道府県においては、上記を踏まえつつ、また、**都道府県の再エネの目標を踏まえて、国又は地方公共団体が有する情報や専門家等からの聴取等により得られる科学的知見に基づき、地域の特性に応じて事業の実施に係る環境の保全のために配慮すべき事項を検討した上で、当該都道府県内の市町村が除外すべきエリアや考慮すべきエリア・事項を示すこととするべき**である。また、目標の達成状況に応じて、**適宜見直しを行うべき**である。
- 都道府県においては、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの特性や設置形態（建造物に設置・付属されるか、土地に設置されるか等）を踏まえるとともに、これらの事業特性を踏まえて環境への影響の懸念が小さい場所（例：開発済の土地）から優先的に市町村が検討することとなるよう促すことが必要である。
- 都道府県の環境配慮基準に従った促進区域内での認定事業については、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続が省略されることを念頭に置き、都道府県においては、アセス法対象規模の事業については、アセス法の計画段階配慮書手続に相当する検討事項・手法を示すこととするべきである。

その他市町村が促進区域等の設定において留意すべき事項の基本的考え方 (マニュアル記載事項)

- 環境省令や都道府県基準に照らした判断に必要な情報収集や検討の具体的な手順に加え、環境省令や都道府県基準としては示さないものの、**市町村が促進区域を設定する際に考慮することが望ましい実行上の留意事項**について、以下のように、**マニュアルにおいて技術的助言として示すべき**である。

①環境省令に位置付けられていないが、環境保全の観点から、考慮することが望ましい事項

(例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、レッドリスト掲載種、自然環境保全に係る都道府県独自制度(条例))

②環境保全以外の観点から考慮することが必要な社会的配慮・条件に係る事項

(例：土地利用、防衛施設、気象レーダー、航空施設、歴史的文化的景観)

4. ②促進区域等の検討手順に関する基本的考え方

地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

■ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

| 実施すべき事項 | 実施主体 | 実施すべき事項のイメージ |
|---|------|-------------------------------------|
| <p>1. 国の環境保全に係る基準の設定 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。</p> | 国 | |
| <p>2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。</p> | 都道府県 | |
| <p>3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。</p> | 市町村 | <p>①環境配慮の考え方</p> <p>②促進区域等の検討手順</p> |
| <p>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。</p> | 事業者 | <p>③認定手続</p> |
| <p>5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。</p> | 市町村 | |

市町村における促進区域等の検討手順の基本的考え方

- 市町村は、国や都道府県が設定する**環境配慮のルール**を踏まえ、①市町村のエリアから**除外エリア（前述A）**を除いた上で、REPOS等に掲載されている域内の**再エネポテンシャル**を踏まえ**促進区域**とし得る場所を検討し、②当該場所に**考慮すべき事項・エリア（前述B）**が含まれているかどうか、EADASや行政機関（**地方環境事務所や都道府県の担当部署**）等から**既存情報を収集し、把握する**。

※なお、市町村が、必要に応じて、更なる環境保全に関する既存情報の収集・把握を行うことも可能。

- あわせて、③**促進区域**とし得る場所について、**環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件**（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統など）としてどのようなものがあるかについても、EADASや関係者から**既存情報を収集し、把握する**。

（社会的配慮・社会的条件とその取扱いの例）

- 農林地や漁港を促進区域に含めようとする場合の取扱いについては、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく促進区域の設定の考え方に準ずる。
 - 電力系統については、足下の制約はあるものの、ノンファーム型接続の拡大のほか、促進区域の抽出も一つの契機としてプッシュ型の系統整備を促すことも期待されるため、系統制約を理由に促進区域の設定ができないとすべきではない。ただし、促進区域内における事業についての系統確保の蓋然性については、事業計画認定に当たり考慮する。
 - 地方自治体の再エネ制限条例で規制されているエリアとの関係性を検討する など
- こうして得られた情報を促進区域とし得る場所ごとに整理した上で、区域の再エネ目標も踏まえつつ、④**地域脱炭素化促進事業の推進**について、**デメリットの軽減・メリットの増大を図りつつ、総合的に判断して地域にとってのメリットをもたらすかどうかの観点から、促進区域のあり方や、促進区域内での事業に関する地域の環境保全の取組や地域貢献の取組として何を求めるか**、といったことについて検討し、協議会等も活用しつつ、合意形成を図りながら促進区域を抽出していくことが考えられる。

促進区域の設定や「地域の環境の保全のための取組」等に係る 合意形成・協議会①

- 改正法第22条に基づき、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする際に、**協議会を設置することができる**とされている。
- **適正に環境に配慮し、地域と共生した再エネの最大限の導入促進に向けて円滑な合意形成を**図る観点からは、有識者や地域の関係者等から構成される**協議会を積極的に活用することが重要**と考えられるが、**協議会をはじめとする合意形成のあり方を以下のように考えるべきである。また、その手法や構成員など、国としてマニュアル等で示すことが必要な事項や支援は以下のように考えるべきである。**

【促進区域等を巡る合意形成等に関する基本的考え方】

- 協議会には、個別事業を想定せず地域の将来像を検討する場合などは、地域における幅広いステークホルダーや専門家、関係行政機関等の参画が考えられる。一方、特定の事業が想定されている場合など、協議事項に応じて構成員を柔軟に検討することが必要であると考えられる。
- 市町村が実務として実施可能であることが必要。例えば、既存の枠組みを活用することが効率的な場合もあると考えられる。さらに、必ずしも協議会という形だけでなく、地域の実情に応じて、様々な手法を用いることも可能。
- 円滑な合意形成の観点から、地方公共団体実行計画（区域施策編）における再エネ目標を踏まえつつ、促進区域のあり方とともに、「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を含め、総合的に検討することが重要。

促進区域の設定や「地域の環境の保全のための取組」等に係る 合意形成・協議会②

【協議会のあり方に関する基本的考え方】

- ① **市町村の区域を広域としてゾーニングして促進区域を設定する場合、公有地等の特定の土地の利活用の推進を考える場合、個別の事業を念頭に置く場合の各々で、協議会の運営方法や構成員の範囲、合意すべき事項の範囲は異なると考えられる。また、ワンストップ化の特例を円滑に運用する観点から、例えば、許可権者等の関連部署に協議会メンバーやオブザーバーとして参加を得ることで、協議・同意を円滑にすること等も考えられる。**
加えて、社会的配慮が必要な事項を協議するための構成員について考慮することも重要である。
- ② **施設の種類ごとに、環境保全の観点、社会的配慮の観点から共通の懸念事項、異なる懸念事項が考えられるところ、地域の目標達成に資する促進区域設定をするという観点から、各施設ごとの促進区域のあり方について合意形成を図っていくことが重要である。合意形成を図るための協議会の構成員は、再エネの種類（太陽光、風力等）によって異なる場合がある。その際、再エネの種類ごとに分科会で協議を行うことも考えられる。**
- ③ **協議会の運営は、各地方公共団体において負担となることも考えられる。促進区域や地域環境保全・地域貢献の取組の設定に係る協議会の実施に当たり、既存の協議の枠組みの活用、国等による支援など、地方公共団体の負担低減の方策を示すことが重要である。**
- ④ **広域的な促進区域設定・事業認定は、各地方公共団体の事務負担の低減、取組に積極的な地域による牽引等の効果により合意形成の促進に資するとも考えられるため、複数の地方公共団体による協議会の共同設置・運営のあり方を示すことが必要である。**

促進区域の設定や「地域の環境の保全のための取組」等に係る 合意形成・協議会③

【協議会以外の方法による合意形成の手法に関する基本的考え方】

- ① 円滑に促進区域の設定を進める観点から、協議会で協議をする以外の方法で、個別に、又は幅広く意見交換を行うことで、合意形成を図ることも考えられる。その場合、促進区域設定プロセスの中で、以下のような方法で行うことが効果的であると考えられる。

(例)

- 地域住民にチラシや回覧板での周知や、ワークショップなどでの意見聴取をする手法
- 先行利用者などに個別にヒアリングを行う手法
- 事業者などに説明会などで促進区域の配慮事項の考え方を説明する手法

5. 地域脱炭素化促進事業の認定等に関する基本的考え方

地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

■ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

| 実施すべき事項 | 実施主体 | 実施すべき事項のイメージ |
|---|------|--|
| <p>1. 国の環境保全に係る基準の設定 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。</p> | 国 | |
| <p>2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。</p> | 都道府県 | |
| <p>3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。</p> | 市町村 | <p>①環境配慮の考え方</p> <p>②促進区域等の検討手順</p> |
| <p>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。</p> | 事業者 | <p>③認定手続</p> <p>・協議会等での協議 ・ワンストップ化特例 ・アセス配慮書省略</p> |
| <p>5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。</p> | 市町村 | |

地域脱炭素化促進事業を巡る合意形成

- 地域脱炭素化促進事業に関しては、地域の自然的社会的条件に応じて、地域に裨益し、地域と共生する事業となるよう、**地方公共団体実行計画協議会の活用等により、住民や関係地方公共団体等の関係者との協議を通じて、地域の合意形成を図ることが重要**である。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）や促進区域等の策定における合意形成が基本となるものの、事業者に対して認定申請に先立ち協議会がある場合には協議を経ることを求めており、また、「事業者提案型」では、促進区域の設定と一体的検討を行うこととなるところ、個々の地域脱炭素化促進事業の認定に当たり、以下のように地域の合意形成を図っていくべきである。

【地域脱炭素化促進事業を巡る合意形成に関する基本的考え方】

- 個々の地域脱炭素化促進事業を巡る協議については、協議会の果たすべき役割も、地方公共団体実行計画（区域施策編）や促進区域等についての協議会とは異なると想定される。協議会の構成員や運営方法については、再生可能エネルギーの種類、事業の規模、事業が予定される地域の特性等を踏まえたものとするべきである。
- 構成員に関しては、協議会の活用により市町村における認定事務負担を軽減し、ワンストップ特例を効果的に運用する観点が必要であるところ、例えば、地域合意形成に加え、ワンストップ化の特例を円滑に運用する観点から、許認可権者の関連部署から技術的知見の共有等を行うことにより、事業検討の早期の段階から、関係者における許認可制度に対する理解増進を図ることも考えられる。一方、許認可権者と事業者との間には、一定の距離感も必要である。
- 運営方法に関しては、公開で行うことなどを旨として、地域住民等に対して、協議プロセスの透明性・公平性の確保を図ることに留意が必要である。

地域脱炭素化促進事業の認定手続（申請・認定・変更・取消し）①

- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地方公共団体実行計画協議会が設置されている場合はその協議を経た上で、省令で定めるところにより、「地域脱炭素化促進事業計画」を作成し、市町村の認定を申請できるものとされている。
- 認定基準としては、市町村の実行計画への適合性等が法定されていることに加え、省令により全国一律の基準も定めることとされている。また、認定基準への違反があった場合には、市町村による適切な対応（指導・助言や認定取消し等）も必要となる。
- 地域の環境保全に配慮し、地域の脱炭素化と課題解決に同時に貢献できるような**地域共生型・裨益型の事業を推進する観点**や**事業の円滑かつ確実な実施を図る観点**から、「地域脱炭素化促進事業計画」の申請方法、認定基準、認定・変更・取消しの手続について、以下のように考えるべきである。

【地域脱炭素化促進事業の認定手続に関する基本的考え方】

- 地域脱炭素化促進事業の内容が、市町村の地方公共団体実行計画で定められた目標にどのように貢献するかや、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として適切かどうかについて、地域のニーズに合致することを旨として吟味が必要である。
- 「地域脱炭素化促進事業計画」の認定基準としては、事業の実施期間終了時・中止時における施設の撤去・廃棄に関する事項も定めることとするべきである。合わせて、事業計画の申請項目として、改正地球温暖化対策推進法において明記されている事項（注）に加えて、その他省令で定める事項として、施設の撤去・廃棄に関する事項を設けることとするべきである。

注：申請者氏名、事業目標、事業実施期間、施設整備の内容・場所、「地域の脱炭素化のための取組」、事業資金の金額・調達方法、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」など

地域脱炭素化促進事業の認定手続（申請・認定・変更・取消し）②

（前頁からの続き）

- また、事業の円滑かつ確実な実施を図る観点から、再生可能エネルギー電気に係る事業（専ら自家消費するものを除く。）については、系統接続に関する事項も定めることとするべきである。合わせて、その他省令で定める事項として、事業計画の申請項目として、系統接続に関する事項を設けることとするべきである。
- これらに加え、事業規律の確保を図る観点から、改正地球温暖化対策推進法やワンストップ特例等に係る許認可法令に限らず、関係する各種法令の遵守を求めることとするべきである。合わせて、その他省令で定める事項として、事業計画の申請項目として、法令遵守に関する事項を設けることとするべきである（これらの検討に際して、例えば、再エネ特措法における事業規律に関する認定基準も参考になり得ると考えられる）。
- さらに、バイオマスについては、燃料の持続可能性の確保が重要。また、地域脱炭素化促進事業の趣旨に照らせば、地域の資源を活用する事業を促進することが望ましい。再エネ特措法上での取組や再エネ等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン（環境省）の内容も参考としつつ、具体的な運用を検討すべきである。
- 事業の認定後も、継続的なモニタリングを通じて情報収集を行い、報告徴収・指導・助言、変更申請を行わせることや、認定基準への違反があった場合は認定の取り消しを行うことが必要となる。また、事業のモニタリングを通じて得た情報で、事業が地方公共団体実行計画で定められた目標にどのように貢献しているのかについて事後的に評価をすることも必要である。

地域脱炭素化促進事業の認定申請に関する省令案のイメージ①

○地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請

改正地球温暖化対策推進法第22条の2第1項の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請に用いる様式を定める。

また、申請書には、以下に掲げる書類を添付することを定める。

- ・申請者の定款等
- ・申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- ・地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面
- ・地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面
- ・地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場合について所有権等が認められる書類
- ・再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
- ・地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況を示す書類

(次頁につづく)

<※上記の省令案のイメージは、現在調整中のものであり、今後、変更があり得る。
本検討会の基本的考え方を踏まえながら、政府内において、更なる検討・調整を予定>

地域脱炭素化促進事業の認定申請に関する省令案のイメージ②

(前頁からの続き)

加えて、地域脱炭素化促進事業計画に温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「温泉法等」という。）の許可、届出、登録又は認定（以下「許可等」という。）を要する行為を記載する場合は、それぞれ以下の書類・図面を添付することを定める。

- ①温泉法施行規則第1条第2項各号に規定する書類に相当するもの
- ②温泉法施行規則第6条第2項各号に規定する書類・図面に相当するもの
- ③森林法施行規則第4条本文に規定する図面及び同条各号に規定する書類に相当するもの
- ④森林法施行規則第59条第2項に規定する図面に相当するもの
- ⑤農地法施行規則第30条第1項各号に規定する書類・図面に相当するもの
- ⑥自然公園法施行規則第10条第2項各号及び第3項各号に規定する書類・図面に相当するもの
- ⑦自然公園法施行規則第10条第2項各号に規定する書類・図面に相当するもの
- ⑧河川法施行規則第11条の2第2項第1号から第5号まで及び第9号に規定する書類・図面に相当するもの
- ⑨廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第2項各号に規定する書類・図面に相当するもの
- ⑩廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の35第2項各号に規定する書類・図面に相当するもの

<※上記の省令案のイメージは、現在調整中のものであり、今後、変更があり得る。

本検討会の基本的考え方を踏まえながら、政府内において、更なる検討・調整を予定>

地域脱炭素化促進事業の認定申請に関する省令案のイメージ③

○地域脱炭素化促進事業計画の記載事項

改正地球温暖化対策推進法第22条の2第2項第9号の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の記載事項として、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の使用期間、地域脱炭素化促進施設等及びその撤去及び原状回復に関する事項を定める。

加えて、地域脱炭素化促進事業計画に温泉法等の許可等を受けなければならない行為を記載する場合は、それぞれの許可等に必要な以下の事項を記載することを定める。

- ①温泉法施行規則第1条第1項第3号以降の各号に掲げる事項に相当するもの
- ②温泉法施行規則第6条第1項第3号以降の各号に掲げる事項に相当するもの
- ③昭和37年農林省告示第851号における森林法施行規則第4条の申請書の様式の記載事項に相当するもの
- ④森林法施行令第4条の2第1項各号又は第2項各号に掲げる事項及び森林法施行規則第58号各号に掲げる事項に相当するもの
- ⑤昭和37年農林省告示第851号における森林法施行規則第61条の申請書の様式の記載事項に相当するもの
- ⑥農地法施行規則第31条第1項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項に相当するもの
- ⑦農地法施行規則第57条の5各号に掲げる事項に相当するもの
- ⑧自然公園法施行規則第10条第1項第2号及び第4号以降の各号に掲げる事項に相当するもの
- ⑨廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の5第1項第3号八、第4号及び第5号に掲げる事項に相当するもの
- ⑩廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の11の5第1項第3号八、第4号及び第5号に掲げる事項に相当するもの
- ⑪廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の36第1項各号に掲げる事項に相当するもの

<※上記の省令案のイメージは、現在調整中のものであり、今後、変更があり得る。

本検討会の基本的考え方を踏まえながら、政府内において、更なる検討・調整を予定>

地域脱炭素化促進事業の認定基準に関する省令案のイメージ

○地域脱炭素化促進事業計画の認定基準

改正地球温暖化対策推進法第22条の2第3項第3号の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の認定基準として、以下に掲げる事項を定める。

- ①再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること
- ②地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権等が認められること
- ③地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること
- ④地域脱炭素化促進施設を適切に保守点検及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施するものであること
- ⑤地域脱炭素化促進施設には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること
- ⑥地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること
- ⑦地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること
- ⑧認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと

<※上記の省令案のイメージは、現在調整中のものであり、今後、変更があり得る。

本検討会の基本的考え方を踏まえながら、政府内において、更なる検討・調整を予定>

認定された地域脱炭素化促進事業計画の公表に関する省令案のイメージ

○地域脱炭素化促進事業計画の認定の公表事項

改正地球温暖化対策推進法第22条の2第17項の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の認定の公表事項として、以下のものを定める。

- ①地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
- ③地域脱炭素化促進事業の実施期間
- ④整備を行う地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
- ⑤上記整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- ⑥上記整備及び取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- ⑦上記整備と併せて実施する地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する事項

また、地域脱炭素化促進事業計画を認定した市町村は、地域脱炭素化促進事業計画のうち上記に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとすることを定める。

<※上記の省令案のイメージは、現在調整中のものであり、今後、変更があり得る。
本検討会の基本的考え方を踏まえながら、政府内において、更なる検討・調整を予定>

地域脱炭素化促進事業の認定の変更に関する省令案のイメージ

○地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請

改正地球温暖化対策推進法第22条の3第1項柱書の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定に用いる様式を定める。また、申請書には、地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類及び地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請に必要な書類を添付することを求める旨を定める。

○地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更

改正地球温暖化対策推進法第22条の3第1項ただし書の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更として、以下に掲げる変更以外の変更を定める。

①地域脱炭素化促進事業者の変更

②地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設の設置の形態、場所又は規模の変更

③地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設のうち主要なものの変更

④地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設に係る点検、保守及び修理を行う体制の変更

⑤地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる改正地球温暖化対策推進法第22条の2第2項第5号又は同項第8号イ若しくはロの取組の内容の変更

<※上記の省令案のイメージは、現在調整中のものであり、今後、変更があり得る。

本検討会の基本的考え方を踏まえながら、政府内において、更なる検討・調整を予定>

【参考】認定された地域脱炭素化促進事業に対する特例措置

- 地域脱炭素化事業を行う事業者は、事業計画を策定し、地方公共団体実行計画に適合することについて市町村から認定を受け、特例措置を受けることができる。（改正地球温暖化対策推進法第22条の2）
- この特例措置には温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略がある。（改正地球温暖化対策推進法第22条の5～第22条の11）

| | 特例の対象となる許認可等手続の概要 | |
|------------------|--------------------------------------|---|
| | 対象となる行為 | 許可等権者 |
| 温泉法 | 温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等 | 都道府県知事の 許可 |
| 森林法 | 民有林・保安林における土地形質変更等の開発 | 都道府県知事の 許可 |
| 農地法 | 農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転 | 都道府県知事等の 許可 |
| 自然公園法 | 国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等 | 環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の 許可 ※特別地域における行為の場合 又は届出 ※普通地域における行為の場合 |
| 河川法 | 水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用 | 河川管理者※への 登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 廃棄物処理施設における熱回収施設の設置 | 都道府県知事等の 認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。 |
| | 指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更 | 都道府県知事等への 届出 |

6. 今後の検討課題

改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けた 今後の検討課題①

- 改正地球温暖化対策推進法においては、「**国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする**」（第22条の12）とされている。
- 2022年4月の改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けて、今後速やかに検討し、取り組むべき課題としては下記の通り。

（市町村への支援等）

- 国（とりわけ環境省）・都道府県は、市町村の促進区域等の設定や認定に係る負担軽減策を講じることが必要。

【連携】

国（とりわけ環境省）や都道府県といった各主体の役割分担と連携

- ✓ 環境省本省・地方環境事務所による積極的な助言・情報提供
- ✓ 市町村からの問い合わせに対応できるようなワンストップ窓口の設定
- ✓ 各省庁あるいは都道府県の出先機関との連携
- ✓ 関係者のリストの整理・提供
- ✓ 国の計画と地方の計画の連携・関係性の見える化

【人材】

- ✓ 地域における知見・ノウハウの蓄積という観点から、担当職員が必要とする専門知識をサポートできる専門家（地域の事業者、大学、地域地球温暖化防止活動推進センター（改正地球温暖化対策推進法に基づき都道府県・指定都市が指定）等）との連携や、国（とりわけ環境省）による人材育成・人材支援
- ✓ 許認可権者や計画策定支援者として協議会への参画・情報提供

改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けた 今後の検討課題②

- 2022年4月の改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けて、今後速やかに検討し、取り組むべき課題としては下記の通り。

(市町村への支援等：続き)

【情報】

- ✓ REPOS・EADAS等での既存情報を不断にアップデートしつつ整理・提供、一定の再エネポテンシャルや除外エリア等を踏まえたマップの作成・提供
- ✓ 「地域経済循環分析ツール」による経済効果の提供
- ✓ 自治体排出量等カルテ、LAPSSの活用
- ✓ 先行的な自治体の後押し、その知見の横展開
- ✓ 既存の協議会等の経験の活用

(地域脱炭素化促進事業の円滑な実施)

- 促進区域内で地域脱炭素化促進事業が円滑に実施されるよう、関係省庁と連携しつつ、当該事業へのインセンティブを含めて取り組むことが必要。
 - ✓ FIT/FIP制度等との連携：再エネ特措法による事業計画認定と改正地球温暖化対策推進法による地域脱炭素化促進事業の認定の連携可能性（例えば、地域活用要件との連携、入札における配慮等）の模索
 - ✓ 地域共生型再エネ事業顕彰制度との連携の模索
 - ✓ 環境省からの支援措置での優遇などの模索

改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けた 今後の検討課題③

- 2022年4月の改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けて、今後、中長期的に検討していくべき課題としては下記の通り。

(市町村への支援等)

【情報】

- ✓ 自治体、地域を特徴ごとに分類、カテゴリーごとにマニュアルや利用可能なツールの体系化
- ✓ デジタル技術の活用

(地域脱炭素化促進事業の円滑な実施)

- ✓ 系統接続の円滑化の検討（例えば、再エネ目標や促進区域設定に当たっての系統情報の更なる利用可能性、需給一体型の事業や地域でのエネルギーマネジメントの促進、ローカル系統整備との関係整理等）
 - ✓ 地域の再エネ導入状況に関する更なるデータ取得の検討（例えば、FIT認定情報では把握できない自家消費型太陽光発電等や熱施設の導入状況の把握方法の検討等）
 - ✓ 規制改革実施計画、規制改革タスクフォースで議論された土地利用等の関係制度を踏まえた対応の模索
- さらに、市町村の取組の動機付けとしてどのような取組が有効か更なる検討が必要。